（確認①～④）

　令和　　年　　月　　日

指定給水装置工事事業者　指定（更新）内容確認書

伯耆町長　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

　指定給水装置工事事業者の（更新）指定時確認事項について、以下のとおり提出します。

確認①　＜公表　可[ ] 　・　不可[ ] 　　【該当する方に☑】＞

　水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置

工事事業者講習会の受講実績（過去５年以内）

|  |
| --- |
| [ ] 　受講済（　　　年　　　月　　　日）　　・　[ ] 　未受講　　　　【該当する方に☑】 |
| （受講済の場合、受講名）　（未受講の場合、その理由） |

確認②　＜本確認項目は、原則公表とします＞

　指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日（該当箇所全てに☑） | 月[ ] 　火[ ] 　水[ ] 　木[ ] 　金[ ] 　土[ ] 　日[ ] 　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※自由記載） |
| 営業時間 | 午前　　　時　　　分　～　午後　　　時　　　分　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※自由記載） |
| 休業日（該当箇所全てに☑） | 土[ ] 　日[ ] 　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※自由記載）※GW、年末年始なども記載 |
| 修繕等の対応可否（該当する方に☑） | 営業時間内　　可[ ] 　・　不可[ ] 　　営業時間外　　可[ ] 　・　不可[ ] 　　営業時間外の対応可能時間　　　　時　　分～　　時　　分　　　　時　　分～　　時　　分 |
| 対応工事種別（該当箇所全てに☑） | 配水管～量水器　　　　　　新設[ ] 　・　改造[ ] 　・　修理[ ] 　量水器～屋内給水装置　　　新設[ ] 　・　改造[ ] 　・　修理[ ] 　埋設部[ ] 　・　屋内給水装置[ ] 　・　その他（　　　　　　　　　） |
| 緊急時連絡先（３名まで）【公表の可否を☑】 | 氏名　　　　　　（電話　　　　　　　　　）公表　可[ ] ・不可[ ] 氏名　　　　　　（電話　　　　　　　　　）公表　可[ ] ・不可[ ] 氏名　　　　　　（電話　　　　　　　　　）公表　可[ ] ・不可[ ]  |

**※公表は、水道利用者への情報提供のために行うものであり、ホームページ等への掲載を含みます。**

確認③　＜公表　可[ ] 　・　不可[ ] 　　【該当する方に☑】＞

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（※） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※受講者名は、公表の対象ではありません。

＜水道法施行規則（抜粋）＞

第36条　略

４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

確認④　＜公表　可[ ] 　・　不可[ ] 　　【該当する方に☑】＞

過去１年以内において、給水装置工事に主に従事し、適切に作業を行うことができる技能を

有する者の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（※） | 配水管への分水栓の取付、せん孔、給水管の接合の経験も有しているか【該当箇所全てに☑】 | 保有している資格等 |
|  | [ ] 　配水管への分水栓の取付[ ] 　せん孔[ ] 　給水管の接合　 |  |
|  | [ ] 　配水管への分水栓の取付[ ] 　せん孔[ ] 　給水管の接合　 |  |
|  | [ ] 　配水管への分水栓の取付[ ] 　せん孔[ ] 　給水管の接合　 |  |
|  | [ ] 　配水管への分水栓の取付[ ] 　せん孔[ ] 　給水管の接合　 |  |
|  | [ ] 　配水管への分水栓の取付[ ] 　せん孔[ ] 　給水管の接合　 |  |
|  | [ ] 　配水管への分水栓の取付[ ] 　せん孔[ ] 　給水管の接合　 |  |
|  | [ ] 　配水管への分水栓の取付[ ] 　せん孔[ ] 　給水管の接合　 |  |
|  | [ ] 　配水管への分水栓の取付[ ] 　せん孔[ ] 　給水管の接合　 |  |
|  | [ ] 　配水管への分水栓の取付[ ] 　せん孔[ ] 　給水管の接合　 |  |

※氏名は、公表の対象ではありません。

＜水道法施行規則（抜粋）＞

第36条　略

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。